

藤沢市 人権に関する市民意識調査(案)におけるご意見への対応【第3回専門部会での意見への対応】

2022年2月22日
第3回ふじさわ人権協議会 資料4-5

※委員のご意見につきましては、趣旨を損ねない範囲で一部要約をさせていただいております。

	項目	質問番号	委員名	意見	事務局見解 HGP明朝B	修正版
1	全体		片岡委員 岸本委員	・前回(11月8日開催)の意見が反映されるとともに、アンケートの意図や質問の流れも工夫され、とてもわかりやすくなった。	・様々な視点からのご意見・ご指摘をいただく中で、対応を図らせていただきました。貴重なご意見ありがとうございました。	全体
2	全体		片岡委員	・多くの質問に対し、回答項目として「わからない」という選択肢が見受けられるが、基本的には不要ではないか。特に、「該当するもの3つ以内に「○」」という場合は不要と思われる。	・ご指摘いただきましたように、相当程度具体的な回答項目を設定し、かつ、「該当するもの3つ以内に「○」」という場合につきましては、事務局としても不要と考える部分もございます。他方、国及び他自治体の調査結果を見ると、同趣旨の設問に対し、「わからない」と回答する人が一定程度存在することに加え、特定の人権課題(同和問題、外国人、HIV・エイズ感染者、ハンセン病患者、アイヌの人々など)では高い割合を示していること、また、前回の調査では「わからない」という回答項目がなかったことなどから、今回の調査では試験的に設定し、その必要性の有無を検討いたしたく、現行のままとさせていただきます。	全体
3	全体		片岡委員	・Q21(同和地区出身の人であることがわかった場合の対応)、Q32・33(セクシュアルマイノリティであることを告白された場合の対応)、Q1・Q48(人権と聞いてどのように感じるか)など、個人の考え方というよりも、個人の感覚や自身との関係を問う設問が多く見受けられる。この調査の目的は、市政に結果を反映し、施策にいかしていくためと認識している中で、回答者の人権感覚を問うことにどれだけ意味があるのか疑問である。	・ご指摘いただきましたように、設問の中には、個人の感覚や自身との関係を問うものがいくつかございます。この点につきましては、本市が推進する人権施策の基盤として、「一人ひとりが人権を身近なものとし、身近な人々とともに、身近なところから少しでも人権課題をなくす」という考えに基づくものであるとともに、今後の改定に際し、多様な主体への働きかけと連携をより意識した指針を目指す中で、「自分事」としてお考えいただく一つの契機として設定しております。	全体
4	全体		岸本委員	・この調査に関しては、市民の人権に関する意識調査を目的とするものだが、副次的効果として、回答者が設問への回答を通じ、人権課題や人権侵害を防ぐための方策などを意識する契機になると期待される。	・ご指摘いただきましたように、本市が推進する人権施策の基盤として、「一人ひとりが人権を身近なものとし、身近な人々とともに、身近なところから少しでも人権課題をなくす」という視点に加え、今後の改定に際し、多様な主体への働きかけと連携をより意識した指針を目指す中で、「自分事」としてお考えいただく契機となることを期待しております。	全体
5	全体	Q17 Q18 Q24 Q31 Q39 Q40 Q42 Q43	片岡委員	・高齢者、障がいのある人、外国につながる人、セクシュアルマイノリティ、HIV・エイズ、肝炎等の感染者やその家族、ハンセン病患者・回復者やその家族、ホームレス、刑を終えて出所した人に関する人権問題として、「アパートへの入居の問題」についての回答項目がある。しかしながら、「アパートなどに入居することが難しいこと」「アパートなどへの入居が難しいこと」「アパートなどへの入居を断られること」と表記が混在していることから、表記を統一してはいかかか。	・ご指摘いただきましたように、当初はそれぞれの人権の特性を踏まえた表記を心がけたつもりでしたが、結果的に不統一感が否めないことから、「アパートなどへの入居が難しいこと」に統一をさせていただきます。	Q17 Q18 Q24 Q31 Q41 Q42 Q43 Q44
6	人権についての意識・考え	Q2 Q3 Q9 Q10 Q11	岸本委員	・Q2(基本的人権の尊重)、Q3(人権意識の高まり)、Q9(新型コロナウイルス感染症と人権問題)、Q10(新型コロナウイルス感染症と人権侵害)、Q11(新型コロナウイルス感染症と不安感・孤独感)といった設問に対する回答項目として、他に散見される「考えたことがない・関心がない・わからない」に類する項目がない。他と同様に追加した方がよいのではないか。	・ご指摘いただきましたとおり、回答項目の選択肢として幅に欠けるため、該当する設問に対し、「わからない」を追加させていただきました。併せて、同様の趣旨の設問Q21(同和地区出身者との付き合い)、Q33(セクシュアルマイノリティの知人・友人との付き合い)についても、回答項目として「わからない」を追加させていただきました。	Q2 Q3 Q9 Q10 Q11 Q21 Q33

	項目	質問番号	委員名	意見	事務局見解 HGP明朝B	修正版
7	新型コロナウイルス感染症と人権	Q9 ～ Q12	片岡委員	<p>・設問にある“さまざまな事柄”が何を示しているのかわからない。Q9はQ10があれば不要ではないか。</p> <p>・Q11の質問にある「不安感や孤独感」が人権とどう関係しているのかわからない。精神医療体制がしっかりとした社会であることは人権と関連するが、精神医療体制を改善するための設問とは考えにくいため不要ではないか。</p> <p>・「新型コロナウイルス感染症と人権」に関しては、Q10とQ12があれば不要ではないか。</p>	<p>・“さまざまな事柄”として、例えば、感染者や医療従事者とその家族などに対する不当な差別や偏見、誹謗中傷、いじめといった問題や、家庭内における虐待やDVの増加などを想定しております。ご指摘いただきましたように、Q9・Q10があれば不要とも思われますが、事務局としては、「新型コロナウイルス感染症と人権」という視点から、より直截的な設問により傾向を把握したいと考えております。</p> <p>・「不安感や孤独感」と人権との関係につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、引きこもりや孤立、自殺といった課題が顕在化していることを踏まえ、国においても孤独・孤立担当相を設けるとともに、昨年末に「孤独・孤立」対策の重点計画をまとめております。ご指摘いただきましたように、現時点において、人権との明確な関連性を示すことは難しい面がございますが、現行の指針においても、自殺や貧困・生活困窮に言及しており、「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」の人権指針を目指す上で、一定程度必要な視点であると認識しております。</p>	Q9 ～ Q12
8	女性の人権	Q13	片岡委員	<p>・回答項目について、社会全体に関すること、家庭のこと、職場や仕事関係のことなど、項目が混在しており回答しにくい。見出しや順番の入替などにより、項目を整理してはいかかがか。</p> <p>例) 回答項目4「職場におけるマタニティ・ハラスメント」と回答項目6「セクシュアルハラスメント」は主に職場における問題なので、回答項目5「DV」の間に配置するなど。</p> <p>・回答項目3「非正規をはじめとする就業・雇用において差別待遇を受けること」について、主語を明記するとともに文言を入れ替えた方がわかりやすいと思われる。</p> <p>例)「就業・雇用において非正規雇用など女性が差別待遇を受けること」</p> <p>・回答項目8「性犯罪・売春・買春」について、性犯罪の後に(痴漢を含む)と入れてもらいたい。</p> <p>・回答項目9「美しすぎる〇〇、女芸人、家内のように女性だけに使われることばがあること」について、“美しすぎる〇〇”に違和感があるため、「美人弁護士」「女流作家」「女医」などではいかかがか。</p> <p>・回答項目10「メディアにおいて、年齢や外見(ルッキズム)、女性の性的側面を過度に強調する表現などがあること」について、“女性の性的側面を過度に強調する表現”は「わいせつ表現」ではないのか。</p> <p>cf.)「インターネット・SNSによる人権侵害について」のQ29の回答項目6「わいせつな画像や残虐な画像などが掲載されること」との表記の統一が望ましい。</p>	<p>・ご指摘いただきましたとおり、可能な範囲で項目を整理し、配置をさせていただきます。</p> <p>・ご指摘いただきましたとおり、「就業・雇用における非正規雇用など、女性が差別待遇を受けること」に修正させていただきます。</p> <p>・痴漢につきましては、一般的には、刑法の強制わいせつ罪、軽犯罪法違反、各地方公共団体の迷惑防止条例違反の罪のいずれかが成立するとされており、性犯罪に該当すると認識しておりますが、啓発の意味も含め、追記をさせていただきます。</p> <p>・“美しすぎる〇〇”につきまして、ご指摘も十分に理解できますが、「女流作家」「女医」等に比較し、若年層の回答者を意識したものと現行のままとさせていただきます。</p> <p>・“わいせつ”“みだら”といった用語につきましては、厳密には刑法によるものか条例によるものかといった区別がございますが、ここではそこまでの厳密性を求める意図の回答ではないため、ご指摘いただきましたとおり、Q29との統一性も考慮し、「わいせつ表現」と修正させていただきます。</p>	Q13
9	女性の人権	Q14	片岡委員	<p>・「生理の貧困」を取り上げたことはとてもよい。しかしながら、設問がやや冗長で読みにくいため、わかりやすい表現にしてはいかかがか。</p> <p>例) 最近、経済的な理由などにより生理用品を購入できない「生理の貧困」がクローズアップされ、公的機関や民間団体で無償配布が行われています。女性の健康と人権に関連したこの問題について、あなたはどのように思いますか。</p>	<p>・ご指摘いただきましたとおり、次のとおり修正をさせていただきます。</p> <p>[修正後] 最近、経済的な理由などにより生理用品を購入できない「生理の貧困」がクローズアップされ、公的機関や民間団体などで無償配布が行われています。女性の生涯を通じた健康や人権とも関連するこの問題について、あなたはどのように思いますか。</p>	Q14

	項目	質問番号	委員名	意見	事務局見解 HGP明朝B	修正版
10	女性の人權	Q14	片岡委員	<p>・回答項目として、賛成意見より反対意見の方が多く書かれているためバランスを考慮する必要があると感じる。具体的には、回答項目2「大切なことだが、他のこととの関係や重要度・緊急度も考えた対応が必要だと思ふ」という表記について、「大切なことで、重要度や緊急度を考えた上で対応が必要だと思ふ」といった表記にはいかかか。</p>	<p>・ご指摘いただきましたとおり、バランスへの配慮に欠ける構成となっていたため、回答項目2の表記を修正させていただきました。</p> <p>〔修正後〕 大切なことで、重要度や緊急度を考えた上で対応が必要だと思ふ</p>	Q14
11	子どもの人權	Q15	片岡委員	<p>・回答項目6「ヤングケアラーなど親の事情により育つ環境が違うことで進路や将来が左右されること」について、「ヤングケアラー」に言及したことはよいが、後に続く文言が適切なものか否か気になる。ヤングケアラーの一番の問題は、子どもが子どもとして過ごす時期を失うことで、将来に影響を及ぼすということではないかと考える。 そのため、ヤングケアラーに言及するのであれば、回答項目として「大人の代わりに家事や介護などを担い、子どもが子どもらしく過ごす権利を奪われていること」としていかかか。あるいは、「ヤングケアラー」については、Q16でも言及しているため、以前に表記されていた「親の事情による不安定な育成環境」に戻していかかか。</p> <p>・回答項目8「親の事情による差別や誹謗中傷」というのは、具体的にどのようなことを想定しているのか。「家庭環境などに対する差別や誹謗中傷」ではないのか。</p>	<p>・ご指摘いただきましたとおり、ヤングケアラー＝親の事情と言いきれない場合もあること、また、ヤングケアラーの本質的課題に着目し、回答項目として次の2つに分けて再設定をさせていただきました。</p> <p>〔修正後〕 回答項目6「ヤングケアラーであることにより、子どもが子どもとして過ごす時間や権利が失われていること」 回答項目7「親の事情により育つ環境が違うことで進路や将来が左右されること」</p> <p>・「親の事情による差別や誹謗中傷」とは、具体的には親が犯罪者、外国人、芸能人などを想定しておりますが、ご指摘いただきましたとおり、「家庭環境などに対する差別や誹謗中傷」としても趣旨が損なわれないことから、修正をさせていただきました。</p>	Q15
12	高齢者の人權	Q17	片岡委員	<p>・回答項目8「一人暮らしの高齢者がアパートなどに入居することが難しいこと」について、高齢者は総じて賃貸物件への入居が難しい傾向があるため、「一人暮らし」と限定する必要はないのではないか。</p> <p>・回答項目11「経済的に自立が難しいこと」について、回答項目3「働く場所や能力をいかす機会が少ないこと」と関連した項目であるため、次にあるQ18と同じ配置にし、統一していかかか。</p> <p>・回答項目が次のページに跨って掲載されており、残りの回答項目を見逃しがちであるため、同一ページに配置されることが望ましいと考える。</p>	<p>・ご指摘いただきましたとおり、「一人暮らし」は削除して、修正をさせていただきました。</p> <p>・ご指摘いただきましたとおり、Q18と同じ配置とし、統一をさせていただきました。</p> <p>・ご指摘いただきましたとおり、全体の中でレイアウト調整させていただければ幸いです。</p>	Q17
13	同和問題(部落差別)	表題ほか	深田委員	<p>・前回(11月8日開催)の専門部会において、「部落差別等の同和問題」という表記について、「同和問題(部落差別)」という表記が一般的ではないか、と指摘したが、その後、当事者団体とも協議をする中で、「同和問題(部落差別)」については「部落差別(同和問題)」、「同和地区(被差別部落)」については「被差別部落(同和地区)」と表記する方がよりよいのではないかと考えに至った。 《理由》 ①被差別部落のすべてが同和地区指定をされたわけではないこと ②「部落差別解消推進法」において「部落差別」ということばが使用されていること</p>	<p>・ご指摘いただきましたとおり、当事者団体からのご意見・ご指摘を踏まえますとともに、理由として挙げていただきました「部落差別解消推進法」との関係及び法務省人権擁護局の表記に沿って、「部落差別(同和問題)」「被差別部落(同和地区)」へと修正させていただきました。</p>	表題ほか 関連 Q7 Q8 Q29
14	同和問題(部落差別)	Q19	片岡委員 岸本委員	<p>・同和問題(部落差別)に関する設問について、回答項目が「知っている」「知らない」に二分され、「知らない」を選択した人は、自動的に、次の「外国につながる人の人權について」に進む構成となっている。同和問題(部落差別)についての説明を入れるなどして、「知らない」を選択した人も回答できるようにしていかかか。</p>	<p>・ご指摘いただきましたとおり、一定の説明を示すことで「知らない」を選択した人も回答いただけるよう、修正をさせていただきました。しかしながら、「知らない」を選択した人に対し、Q20(同和問題を知ったきっかけ)への回答を求めることは現実的でないため、「知らない」を選択した人はQ21に進む構成とさせていただきます。</p>	Q19

	項目	質問番号	委員名	意見	事務局見解 HGP明朝B	修正版
15	同和問題(部落差別)	Q19 ～ Q23	片岡委員	・他の質問項目と比較し、同和問題(部落差別)に関する設問が増えて います。行政としてこれから特に同和問題に力点を置かれる予定であ ればよいと思うが、そうでないのであれば、他の項目と同様の質問数に してはいいかがか。	・部落差別(同和問題)につきましては、「部落差別解消推進法」の施行や「戸 籍謄本等不正取得事件」「全国部落調査復刻版出版事件」などを踏まえ、こ れまで幾度となく折に触れ、議会及び当事者団体から、市民一人ひとりが“藤 沢の問題”として認識する重要性について、ご意見・ご指摘をいただいでいると ころでございます。事務局といたしましてもその重要性を認識するとともに、設 問内容につきましては、当事者団体からのご意見なども踏まえて作成して おります。ご理解をいただければ幸いです。	Q19 ～ Q23
16	同和問題(部落差別)	Q20	片岡委員	・回答項目11「おぼえていない」について、「覚えていない」と漢字表記 にした方がよいのではないかと。	・ご指摘いただきましたとおり、「覚えていない」に修正をさせていただきます。	Q20
17	同和問題(部落差別)	Q23	片岡委員	・回答項目の順番について、回答項目1から4は下に行くほど無関心にな っていくという構成かと思われる。その意味では、回答項目2「問題解 決のために何かをしたいと思うが、何をすればよいかわからないので実 際は難しいと思う」と回答項目3「個人では解決が難しい問題なので、社 会全体で取り組むべき問題だと思う」は逆の方がよいのではないかと。	・ご指摘いただきましたとおり、回答項目の配置に整合性が図られていなか ったため、関心度をもとに整理をし、修正をさせていただきます。	Q23
18	外国につながる人	Q25	片岡委員 岸本委員	・「ヘイトスピーチ」に関する設問について、回答項目が「知っている」「知 らない」に二分され、「知らない」を選択した人は、自動的に、Q28に進 む構成となっている。しかしながら、設問の中で一定程度ヘイトスピーチ についての説明がなされていることから、「知らない」を選択した人につ いて、Q26は難しいとしても、Q27については回答できるようにしては いいかがか。	・ご指摘いただきましたとおり、設問の中で一定程度の説明がなされており、 「知らない」を選択した人についても、Q27についてはご回答いただける(ご回 答いただきたい)設問であることから、修正をさせていただきます。	Q25
19	外国につながる人	Q25	深田委員	・設問における「ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等」につい て「ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等あるいはインターネット 上でのヘイトスピーチ」に修正をしていただきたい。	・ご指摘いただきましたとおり、上記の片岡委員及び岸本委員のご意見も踏 まえ、「ヘイトスピーチ」についてより理解しやすいよう、「ヘイトスピーチを伴うデ モ、集会、街宣活動、あるいはインターネット上でのヘイトスピーチ等」に修正 をさせていただきます。	Q25
20	インターネット・SNS による人権侵害	Q29	深田委員	・回答項目として、「ヘイトスピーチ」を追加していただきたい。	・「ヘイトスピーチ」につきましては、回答項目2「他人を誹謗中傷する情報が掲 載されること」、回答項目3「他人に差別をしようとする気持ちを起させたり、そ れを助長するような情報が掲載されること」などいくつかの回答項目に含まれる 部分もございますが、近年、インターネット上でのヘイトスピーチは深刻な問題 となっていることから、ご指摘いただきましたとおり、「ヘイトスピーチが行われて いること」とする回答項目の追加をさせていただきます。	Q29

	項目	質問番号	委員名	意見	事務局見解 HGP明朝B	修正版
21	セクシュアルマイノリティ	囲み説明	星野委員	<p>・「セクシュアルマイノリティ～LGBTからSOGIへ～」の囲み説明における表記として、次のとおり修正案を提示するので検討いただきたい。</p> <p>〔性的指向・性自認について〕 性的指向とは、恋愛感情や性的欲求が主にどの性別に向いているかということで、性自認とは、「自分は女/男である」「自分はそのどちらにもあてはまらない」など、自分が自分の性をどのように認識しているかということ。</p> <p>〔LGBT/SOGI〕 (案1)性的指向と性自認のあり方はひとりひとり多様なものです。SOGIはセクシュアルマイノリティの人だけでなく、多数派の人も含めたすべての人に関係しているものです。 (案2)LGBTが“少数派である人”を示すことばであるのに対し、SOGIはすべての人に関係するものであり、誰もが当事者としてその生き方やあり方を示すものです。性的指向と性自認のあり方は、ひとりひとり多様なものです。</p>	<p>・「セクシュアルマイノリティ～LGBTからSOGIへ～」の囲み説明における表記につきましては、「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」及び啓発冊子「多様な性を知ろう みんなが自分らしく生きるために」をもとに記載しております。SOGIということばについて、何の頭文字であるかを一定程度示す必要性があること、セクシュアルマイノリティということばを使用しておきながら恐縮ですが、“少数派”“多数派”という表現はやや誤解を招きかねないことなどを踏まえつつ、ご指摘いただきましたいくつかの点を参考にさせていただき、修正をさせていただきました。</p> <p>〔修正後〕 また、性的指向(Sexual Orientation)とは、恋愛感情などがどの性別に向いているかということ、性自認(Gender Identity)とは、自分で自分の性をどのように認識しているかということ、これらの頭文字を組み合わせたものが、SOGIです。 LGBTが“人”を示すことばであるのに対し、SOGIは、一人ひとり多様で、すべての人に関係するものであり、誰もが当事者としてその生き方やあり方を示すものです。</p>	囲み記事
22	セクシュアルマイノリティ	Q32 Q33	片岡委員	<p>・両設問については、統合した形での設問にしてはいかがか。Q32の設問は、“理解者になること”の可能性についての設問だが家族に限定された表記となっている。家族には理解を示せなくても、友人などには理解を示せることはあるのではないかと考える。</p> <p>例)もし家族や友人などが、セクシュアルマイノリティであることがわかった場合、あなたはどうしますか。 1 理解者として行動し、付き合っていきたい 2 理解はするものの、以前同様には付き合えないかもしれない 3 理解できないし、だんだんと距離をおくようになると思う 4 まったくわからないし、付き合いもやめてしまうと思う 5 その他</p>	<p>・Q32及びQ33の設問趣旨といたしましては、ご指摘いただきましたように、家族がセクシュアルマイノリティである場合と、知人・友人などがセクシュアルマイノリティである場合とで、理解に差が出るのか否かを主眼とした設定となっております。やや重複感があるため、精査を試みましたが、この趣旨を正確に回答項目に反映せよとするとかえってわかりにくくなること、また、家族(とりわけ未成年)がセクシュアルマイノリティである場合に、親として“付き合いをやめる・やめない”という表現が現実的には馴染まないことなどから、現行のままとさせていただきます。ご理解いただければ幸いです。</p>	Q32 Q33
23	犯罪被害者等	Q35	深田委員	<p>・回答項目7「刑事手続に必ずしも被害者の声が十分に反映されるわけではないこと」について、被害者が死亡する事案を考慮し、被害者家族や近親者を含める意味で「被害者等」としてはいかがか。</p>	<p>・ご指摘いただきましたとおり、不幸にも被害者の方が命を落とされ、そのご家族や近親者の方が刑事手続をはじめとするさまざまな場面で被害者の代弁者となることから、「被害者等」に修正をさせていただきました。</p>	Q37

	項目	質問番号	委員名	意見	事務局見解 HGP明朝B	修正版
24	ビジネスと人権	Q37	片岡委員	<p>・従来の「就労者の人権」を国際化した設問と考えるが、ビジネスのグローバル化が何をもちたらずかについて説明不足であるとともに、一自治体を取り扱うべき課題であるのか疑問である。また、これまで取り扱ってきた「就労者の人権」が抜けてしまうことも避けたいと考えるがいかがか。</p> <p>・就労者の人権課題として、「いじめや嫌がらせ(パワハラ・セクハラ・モラハラなど)」「性的指向や性自認を尊重しない職場環境」「職業・国籍による偏見や差別」が重要であるとする。また、ビジネスのグローバル化の観点からは、「企業の社会的貢献が不十分」「企業内留保金額が多過ぎ、労働者や消費者に十分還元されていないこと」「能力主義の採用により、加重労働やプレッシャーなど心身の負担が大きいこと」が挙げられる。</p>	<p>・ご指摘いただきましたように、「ビジネスと人権」というタイトルから、やや唐突感が否めない部分もございますが、指針の改定における基本的な考え方に基づき、SDGsの視点や多様な主体への働きかけと連携をより意識し、一定程度課題の先取りをしていく必要性を認識しているところでございます。また、ビジネスのグローバル化についても、サプライチェーン(商品が生産されてから消費されるまでの一連の経済活動)の中にあつては、日常生活の中で市民お一人おひとりに関連するものであると認識しております。</p> <p>・「グローバル」ということばにもありますように、地球規模で視野を持ちながら、地域の視点で問題を捉え、解決していこうとする考え方に基づいたチャレンジな設問とさせていただきます。なお、ご指摘いただきましたように、回答される方が設問趣旨をより理解できるよう、囲み記事をわかりやすい形に一部修正をさせていただきます。</p> <p>・「就労者の人権」につきましては、国における「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」に基づき、構成をさせていただきます。ご指摘いただきました点につきましてはさまざまなご意見があるかとは思いますが、この行動計画における表記を踏まえ、回答項目の一部を修正させていただきます。</p>	Q36
25	ビジネスと人権	Q37	片岡委員	<p>・回答項目3「生活するための所得の保障が十分でないなど、生活に困窮する人が増加していること」について、「生活するための所得」という表記ではなく「所得」だけでよいのではないのか。</p> <p>・回答項目5「商品や広告において差別的な要素があることや、店舗などで差別的な対応が行われること」について、ビジネスのグローバル化との関連性及び具体的にどのようなことを意味するのか。</p> <p>・回答項目7「消費者や地域住民の安全と知る権利が尊重されないこと」について、「安全を知る権利」ではないのか。</p>	<p>・ご指摘いただきましたとおり、単に「所得」と表記させていただきます。</p> <p>・国における「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」において、人権に関する取組の不足によるネガティブな影響として言及されております。 ①「商品や広告において差別的な要素があること」の例としては、衣料品大手H&Mが黒人の子どもの「ジャングルで一番クールなサル」と書かれたフード付きスウェットシャツ(パーカー)を来た広告写真で謝罪に追い込まれた事例や米日用品メーカー「ダヴ」が、黒人女性がシャツを脱ぐと白人女性に変わるCM動画について謝罪している事例などが挙げられるかと思えます。D&G、プラダ、グッチなどの高級ブランドが発表した服や動画についても同様の事案が発生しております。 ②「店舗などで差別的な対応が行われること」の例としては、米コーヒー・チェーン大手スターバックスのフィラデルフィアの店舗で友人を待っていただけの黒人2人が店員に不法侵入だと責められる案件が報道されていますが、日本においても、外国人であることを理由に入店を拒否した宝石店や公衆浴場に対し、慰謝料の支払いを命じた判例があります。</p> <p>・国における「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」に基づく表記となっており、「安全と知る権利」となります。</p>	Q36
26	ビジネスと人権	Q37	深田委員	<p>・回答項目8「海外において劣悪な労働条件で働く人がいること」という表記について、労働が搾取されるという面を強調し、「海外において劣悪な労働条件で働かされる子どもや人がいること」としてはいかがか。あるいは、回答項目8を二つに分け、「外国人労働者の権利が守られないこと」「海外において劣悪な労働条件で働かされる子どもや人がいること」とし、別立にしてはいかがか。</p>	<p>・国における「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」の中では、企業が配慮すべき主要な人権及び企業活動に関連する人権に関するリスクの一つに「強制的な労働」「児童労働」を挙げております。ご指摘いただきましたとおり、こうした観点から「海外において劣悪な労働条件で働かされる子どもや人がいること」に修正をさせていただきます。また、回答項目につきましても、分けて表記をさせていただきます。</p>	Q36

	項目	質問番号	委員名	意見	事務局見解 HGP明朝B	修正版
27	ホームレス	Q42	片岡委員	・昨今の給付金支給などの問題を踏まえ、回答項目として「特定住所がないことで、行政サービスを受けられないなどの不利益があること」を追加していただきたい。	・ご指摘いただきました点につきましては、回答項目7「社会的に孤立し、必要な情報や支援が受けられないこと」に含まれるものと認識しておりますが、ご指摘の趣旨を踏まえ、「特定の居所を持たないことで、社会的に孤立し、必要な情報や行政サービスなどの支援が受けられないこと」に修正させていただきます。	Q43
28	大規模な災害が起こったときの被災者	Q44	深田委員	・回答項目2「地域、職場、学校で嫌がらせやいじめ、差別的な発言や行為を受けること」について、どのような事象・事態を想定した質問なのかよくわからない。	・以前に深田委員も言及されていたように、東日本大震災時における放射能の問題(放射能がうつる)や補償金の問題(原発避難の小学生が賠償金をもらっているだろうと言って脅され現金を払わされこと)などについては、実際に学校現場で発生しており、こうした事象・事態を想定しております。	Q35
29	大規模な災害が起こったときの被災者	Q44	片岡委員	・回答項目4「避難所において、女性やセクシュアルマイノリティなどへの配慮が行き届かないこと」に加え、避難所において女性やセクシュアルマイノリティが性犯罪の被害を被ることは深刻な人権侵害であると認識している。この点について言及していただきたい。	・ご指摘いただきました点につきましては、回答項目として「避難所において、弱い立場にある人が性犯罪・性暴力、ハラスメントの被害を受けやすいこと」を追加することで、対応を図らせていただきました。「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局)の中では、性暴力は若い女性だけでなく、高齢者や子ども(男児を含む)、男性も被害に遭うことが指摘されております。	Q35
30	今後の取組	囲み説明	深田委員	・「藤沢市人権施策推進指針と人権文化」の囲み説明における「人権文化」の説明について、「…人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、すべての市民の日常行動の基準となることを意味しています」という表記について、「…人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、その精神がすべての市民の日常行動の基準となることを意味しています」とした方がよいのではないかと。	・前回もご回答をさせていただきましたが、“人権文化”の表記につきましては、現行の「藤沢市人権施策推進指針」における表記を採用させていただいております。基本理念として明確に表記されている現状にあっては、本来の表記を尊重させていただくのが望ましいという認識でございます。なお、今後、指針の改定を進める中で、改めて皆様にご議論いただく部分かと存じます。	囲み記事
31	今後の取組	Q45	片岡委員	・設問として「あなたは、どのようなものに関心がありますか」という表記になっているが、人権に関心がある人でないと回答がしにくいのではないかと考える。設問趣旨として、今後どのような取組が効果的であるかを問うものであると想定すると、「あなたは、どのような取組が効果的だと考えますか」としてはいかがでしょうか。	・ご指摘いただきました点につきましては、全体に関するご質問のNo.3への事務局見解とも関連しますが、回答いただく方に向けて、より“自分事”として捉えていただきたいという思いがございます。また、“人権に関心がある人でないと回答がしにくいのでは”との危惧に関しましては、回答項目8として「人権理解のための取組に関心がない」というかなり直截的な設定をさせていただいております。このような点から現行のままさせていただきます。ご理解いただければ幸いです。	Q45